

公益目的支出計画の完了確認請求 について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 公益目的支出計画実施完了確認請求の手続き

- 公益目的財産額の全額を支出した場合は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができる。(整備法第124条)
→ 確認後、行政庁より完了確認書が送付される。
- 確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条)

2. 提出書類

- 提出書(かがみ文書)、別紙1及びその他添付書類で構成
- 定期提出書類と同様の様式のため、公益目的支出計画実施報告書と同じ年度内に提出した方が事務手続きの簡略化が図れる。

3. 提出

- 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」の確認を受けていない法人は移行法人の義務が継続するため、計画終了後は、速やかに完了確認請求書の手続を行う。
- 公益目的支出計画が完了した法人は、事業年度終了後3カ月以内に完了確認を受けた場合には、その時点で報告書等の義務も解除となる。(次ページ参考)

<参考>

整備法第 127 条第 3 項に基づく報告書等の提出について

移行法人は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（以下これらをまとめて「報告書等」という。）を認可行政庁に提出しなければならないこととされています（整備法第 127 条第 3 項）。

他方、移行法人は公益目的支出計画の実施が完了した場合は、認可行政庁に確認を求めることができることとされています（整備法第 124 条）。また、確認を受けようとする移行法人は、報告書等その他の書類を提出しなければならないこととされています（整備法施行規則第 34 条）。

これらの規定により、事業年度終了後 3 箇月以内に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認（以下「完了確認」という。）を受けた法人が、重ねて整備法第 127 条第 3 項に基づいて報告書等の提出を求められるケースがあり、法人から事務の簡素化を求める声が寄せられています。

この点について内閣府においては、従前より以下のとおり考えておりますので、改めて周知いたします。

完了確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、認可行政庁による監督も終了することになる。このため、事業年度終了後 3 箇月以内に完了確認を受けた場合には、その時点で、整備法第 127 条第 3 項に基づく報告書等を提出する義務も解除される。

なお、これはあくまで法人による報告書等の提出義務に係る整理を示したものであり、各都道府県において、一律に事業年度終了後 3 箇月以内に完了確認を済ませることを求める趣旨ではないことを申し添えます。

内閣府大臣官房公益法人行政担当室(平成30年3月28日 事務連絡より)